

JIS

ガス用金属フレキシブルホース

JIS S 2145-1991

(1997 確認)

平成 18 年 8 月 20 日付け追補 1 あり

平成 3 年 5 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 60.7.1 改正：平成 3.5.1 確認：平成 9.2.20

官 報 公 示：平成 9.2.20

原案作成協力者：社団法人 日本ガス石油機器工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 山村 昌）

審議専門委員会：ガス関連部品専門委員会（委員長 酒井 博）（昭和 60 年 7 月 1 日 制定のとき）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ガス用金属フレキシブルホース

S 2145-1991

(1997 確認)

Metallic flexible hoses for gas

1. 適用範囲 この規格は、圧力 3.24 kPa {330 mmH₂O} 以下の液化石油ガス又は都市ガス⁽¹⁾を使用する固定形ガス燃焼機器⁽²⁾と、ガス栓とを接続するために用いるガス用金属フレキシブルホース (以下、ホースという。) について規定する。

注 (1) 液化石油ガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) に基づく、施行規則 (昭和 43 年通商産業省令第 14 号) の“液化石油ガスの規格”に掲げるガスをいう。

都市ガスとは、ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) に基づく、ガス用品の検定等に関する省令 (昭和 46 年通商産業省令第 27 号) に掲げるガスグループのガスをいう。

(2) 固定形ガス燃焼機器とは、湯沸器、レンジなど設置後移動しないガス燃焼機器をいう。

備考 1. この規格の引用規格を付表 1 に示す。

2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 種類 ホースの種類は、適用ガス種、フレキシブルチューブ (以下、チューブという。) の材質及び接続金具によって表 1~3 のとおりとする。

表 1 適用ガス種

種類	記号
液化石油ガス・都市ガス兼用	G
液化石油ガス専用	L

表 2 チューブの材質

種類	記号
銅合金	C
ステンレス鋼	S

表 3 接続金具の種類

種類	記号	備考
管用テーパおねじ接続金具	T	接続シール部が R ねじ面シールするもの
管用テーパめねじ接続金具	TI	接続シール部が Rc ねじ面シールするもの
90° ベンド管用テーパおねじ接続金具	90 T	T の 90° ベンドのもの
90° ベンド管用テーパめねじ接続金具	90 TI	TI の 90° ベンドのもの
ホースエンド接続金具	H	液化石油ガス専用で、ホースエンドに接続するもの

3. 性能

3.1 ホースの性能 ホースの性能は、10.3 によって試験を行い、表 4 の規定に適合しなければならない。